

# 第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防災対策推進計画

## 第1節 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内にある特別防災区域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、特別防災区域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

また、この計画に定めのない事項は、災害の状況に応じ、宮城県地域防災計画及び関係市町地域防災計画等の関連事項を準用するなど、緊密な連携のもとに円滑な運用を図るものとする。

## 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

特別防災区域に係る地震防災に関し、防災関係機関及び特定事業者等の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1章 総則 第5節 処理すべき事務又は業務の大綱」に掲げる事務又は業務とする。

## 第3節 防災本部における現地本部の設置等

防災本部は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震及び津波が発生したと判断したときは、宮城県地域防災計画に定める災害対策本部等と連携を密にして、防災体制の確立を図るものとする。

また、災害の状況等により、「第4章 災害応急対策計画 第3節 現地防災本部の設置及び運営に関する計画」に定める現地本部を設置するものとし、所在する市町が設置する災害対策本部と緊密な連絡、調整を行うものとする。

## 第4節 地震発生時の応急対策等

### 1. 情報の収集・伝達及び広報

地震発生時、防災本部は、早期に被害の概要を把握するために、その情報収集に努めるものとする。情報の収集・伝達における役割並びに地震・津波や被害状況等の情報収集・伝達及び広報については、「第4章 災害応急対策計画 第1節 通信情報計画」の定めにより行うものとする。

### 2. 応急対策

防災関係機関及び特定事業所等は、地震等による災害が発生した場合は、「第4章 災害応急対策計画 第5節 自然災害応急対策計画」に示す措置を講じるものとする。

## 第5節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

### 1. 津波からの防護のための施設の整備等

港湾及び護岸の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門、防潮鉄扉等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じるものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

### 2. 津波に関する情報の伝達等

防災関係機関及び特定事業者等は、「第4章 災害応急対策計画 第1節通信情報計画 4 気象等予報・警報の伝達」の定めにより、確実に情報を伝達するものとする。

### 3. 避難対策等

特定事業者等は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策計画等の定めるところにより、従業員等を安全に避難場所に誘導するもののほか、隣接地域住民を含めた避難措置については、「第4章 災害応急対策計画 第6節避難計画」の定めにより行うものとする。

## 第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

防災関係機関及び特定事業者等は、「第3章 災害予防計画 第7節 防災施設、設備及び資機材等整備計画 第8節 緑地等の整備に関する計画」の定めにより、整備に努める。

## 第7節 防災訓練計画

防災関係機関及び特定事業者等は、地震防災対策推進計画の熟知、相互の連携と協調体制の強化を目的として、特別防災区域内の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した総合的かつ実践的な防災訓練については、「第3章 災害予防計画 第5節 防災教育及び訓練に関する計画 2. 防災訓練」の定めにより実施するものとする。

なお、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期における実施についても配慮する。

## 第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

### 1. 地震・津波対策に関する教育内容

地震に備え、「第3章 災害予防計画 第5節 防災教育及び訓練に関する計画 1. 防災教育」の内容に次の事項を加えて従業員教育等を行う。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

## 2. 広報に関する事項

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に、出火、漏洩等の災害発生の防止、近隣の事業所と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関等が講じる地震防災応急対策等の内容
- (6) 各特別防災区域における津波による浸水予測に関する知識
- (7) 各特別防災区域に係る災害からの避難地及び避難路に関する知識